（公用令書を事後に交付することができる場合）

第二十五条　法第七十一条第一項ただし書の政令で定める場合は、次のとおりとする。

一　次のイ又はロに掲げる処分の区分に応じ、当該イ又はロに定める場合

イ　土地の使用　公用令書を交付すべき相手方の所在が不明である場合

ロ　家屋又は物資の使用　使用する家屋又は物資の占有者に公用令書を交付した場合（当該占有者が所有者と異なる場合に限る。）において、所有者の所在が不明であるとき。

二　公用令書を交付すべき相手方が遠隔の地に居住することその他の事由により、当該相手方に公用令書を交付して処分を行うことが著しく困難と認められる場合において、当該相手方に公用令書の内容を通知したとき。

（公用令書の事後交付の手続）

第二十六条　特定検疫所長、特定都道府県知事並びに指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、前条第一号に規定する場合に該当して法第七十一条第一項ただし書の規定により処分を行った場合において、公用令書を交付すべき相手方の所在を知ったときは、遅滞なく、当該相手方に公用令書を交付するものとする。

2　特定検疫所長、特定都道府県知事並びに指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、前条第二号に掲げる場合に該当して当該相手方に公用令書の内容を通知したときは、遅滞なく、当該相手方に公用令書を交付するものとする。

（公用取消令書の交付）

第二十七条　特定検疫所長、特定都道府県知事並びに指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、法第七十一条第一項の規定により公用令書を交付した後、当該公用令書に係る処分の全部又は一部を取り消したときは、遅滞なく、当該公用令書を交付した者に公用取消令書を交付しなければならない。

（公用令書等の様式）

第二十八条　法第七十一条第一項の公用令書には、同条第二項において準用する災害対策基本法第八十一条第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　公用令書の番号

二　公用令書の交付の年月日

三　処分を行う特定検疫所長、特定都道府県知事又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長

四　処分を行う理由

2　前条の公用取消令書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　公用取消令書の番号

二　公用取消令書の交付の年月日

三　公用取消令書の交付を受ける者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

四　取り消した処分に係る公用令書の番号及び交付の年月日

五　取り消した処分の内容

六　処分を取り消した特定検疫所長、特定都道府県知事又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長

3　前二項に定めるもののほか、公用令書及び公用取消令書の様式は、内閣総理大臣が定める。

（事務の区分）

第二十九条　この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務（第四条の規定によりその例によることとされる災害対策基本法施行令第二十条の二の規定により都道府県警察が処理することとされているもの及び第八条において準用する同令第二十八条第四項の規定により地方公共団体が処理することとされているものを除く。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、法の施行の日（平成二十五年四月十三日）から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）	この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務（第四条の規定によりその例によることとされる災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第二十条の二の規定により都道府県警察が処理することとされているもの及び第八条において準用する同令第二十八条第四項の規定により地方公共団体が処理することとされているものを除く。）

（児童福祉法施行令等の一部改正）

第三条　次に掲げる政令の規定中

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に相当するもの又は災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）」	を
「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に相当するもの又は災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）」	に改める。

一　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十五条の十四の表

二　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第十一条の表

三　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第十一条の表

四　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第二条の表

（国民健康保険法施行令の一部改正）

第四条　国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十九条に次の一号を加える。

十八　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第五条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「武力攻撃災害等派遣手当」の下に「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。

（雇用保険法施行令の一部改正）

第六条　雇用保険法施行令（昭和五十年政令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第四号中「第八十四条又は」を「第八十四条、」に改め、「含む。」の下に「又は新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第六十三条」を加える。

（消費税法施行令の一部改正）

第七条　消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

第十四条第十九号中「並びに消防法」を「、消防法」に改め、「含む。」の規定に基づく損害の補償に係る療養の給付又は」の下に「療養の費用の支給に係る療養並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第六十三条（損害補償）の規定に基づく損害の補償に係る」を加える。